

クラブの会員

福島南 齋藤 浩

『二〇一三年手続要覧』には、過去発行されたものと違い、違和感を覚えている。

会員増強は永遠に継続されるものであるが、その一端として、若い職業人を引きつけるため、「クラブは、年齢三五歳未満の会員の会費と入会金を免除できる」とある。「できる」とは、免除しても、しなくても、強制されるものではないと解釈すべきと思うが、それでいいのだろうか。

先だって、私のクラブに二五歳の青年が入会した。もちろん最年少の会員となったが、『手続要覧』に書いてある、入会金、年会費の免除をどうすべきか理事会で検討することもなく、請求書を発行し、本人は入会金その他を支払った。一件落着と思えたが、お互いにルールを知らないで事を運んでしまったのである。

三五歳未満の入会者については、今後クラ

ブ細則に明記しないと請求できないのか、あるいは、双方の合意で支払うこともあり、支払われないこともあり得るのか、わかりづらい。

また、入会后三五歳までは会費免除が続くのか、三五歳未満であつても、例えば三〇歳からは免除にしないことにするのか、これも双方の合意で決定されるものとなれば、不公平である。先月入会した会員と今月入会した会員が、諸事情を考慮して、免除される者と免除されない者が発生しては、みんなに公平とは言えない。

当地区では会員数が一〇人以下のクラブが一割近くを占める。小さいクラブでは、会員増強のために会費免除をしてはクラブ存続もままならない。なりふり構わず会員増強に力を入れ過ぎては元も子もなくなってしまうことが心配である。全国のクラブでも対応に苦慮しているのではないだろうか。